

大阪市障がい者施策推進協議会部会  
第1回障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：平成 28 年 8 月 26 日（金）  
午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分  
場所：大阪市役所 市会第 4 委員会室

（開会）  
（中島障がい者施策部長：開会挨拶）  
（資料確認等）  
（議題 1 委員紹介、議題 2 部会長・副部会長の選出）

北野部会長：ただいま障がい者差別解消支援地域協議部会の部会長に選任いただきました北野でございます。

障害者差別解消法が今年 4 月から施行されたわけですが、この法律では、障がい者差別の解決の方法が、建設的対話による相互理解によることとされているところで、また、差別をした者に対する罰則などの規定は設けられていないところです。

こういった法律の目的を達成していくために、障がい者の差別解消について、体制や相談への対応など、しっかりとした仕組みを築いていかないといけないと思いますので、この障がい者差別解消支援地域協議部会で委員の皆様のご活発なご議論を頂戴しまして、大阪市の施策がより充実したものになるようにと考えております。部会の運営にあたりましては、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。

会場の時間が限られているところですので、議事の円滑な運営にご協力ください。

それでは、早速ですが、議題（3）「本市における障がい者差別解消のための推進体制について」事務局よりご説明をお願いします。

松岡課長：【資料 2-1、2-2 について説明】

北野部会長：資料の 2-1、2-2 を使って部会の概要、役割について説明をしていただきました。これにつきまして皆様のご質問ご意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。古田委員。

古田委員：先ほど推進体制の図について一言申し上げます。これについては経過がありまして、前回、自立支援協議会のほうで最初に配られてたものがイメージ図として配布され、

それについて問題になりまして、今回差替え版ということで配っていただいたところです。もともとの図で配られていたもので何が問題かと言いましたら、相談窓口の区役所とか、区の相談支援センター、地域活動支援センターが全て対応するというような絵になってまして、区センターとか地活センターとか、それでなくても困難ケースですとか、虐待ケースですとか触法障がい者の移行ですとか、色んな課題をどんどん区役所に押し付けられ、役割が低下する中で、身動きできないような状態にまでなっているという問題がありました。さらに差別解消の取組みも自分らだけでやらないといけないという風に押し付けられるのかという問題になりました。それで区役所も実際には個別案件で何回も足を運んで事業所と対応するのは難しいだろうと、一方で基幹センターのアドバイス、支援員を配置していただいているんですけども、アドバイスだけで済まされるのかなと、実際に区センターとか区役所が行っても、困難ケースでは相手にされなかったりする場合もあり、事業所に行ってもですね。基幹センターや市役所も一緒に動かないとなかなか解決できないということも考えられますよということが議論になって、こちらのもともと配られてたものが破棄されて、その後、手引きの最後に載っている、さっきのややこしい図のもんですけども、フロー図になって変わっていったものです。基幹センターの役割と市の役割も明らかにしようとしてこのフロー図を作ったという経過があります。初動機の対応では、まず相談を受け付けて事業所に事実確認をして、こういう風なことはできませんかと言うことはできますけども、それで、断られた場合ですね、そんなん出来ませんよ、障がい者の方はお断りですよと言われてたら、なかなか解決しにくいだろうということはわかりますので、その時は基幹センターに回して、基幹センターにこちらも出席したりスーパーバイザーに来ていただいたり、あと、事業所の担当窓口である部局なんかも呼べないかと、まあ、住宅の差別なら住宅部局ですね。というようなところへんで、事例検討会できっちり検討しようと、それについて、障がい福祉課も関与して、一緒に解決まで持って行こうと、事業所に対しても基幹センターや場合によっては、障がい福祉課や事業担当課なども出向いて解決しましょうよという話になっていました。他の、大阪府や法務省などには誰がつなぐのかということも問題になりまして、それも障がい福祉課の役割だろうと整理をしまして、フロー図を作ったと、それに基づいて今回のイメージ図みたいなものではなくて、このフロー図も、大阪市の役割とか、基幹センターの事例検討会では誰が関与するのかというようなことも書き加えてもらって、初動機対応は区役所や区センターで出来んですけども、その後の、事案解決、困難ケースの事案解決向けの協働連携については、基幹センターや市も一緒に行うという形まで整理したという経過をご報告させていただきます。大阪市もそういう理解でよろしいでしょうか。

松岡課長：はい。今年の2月～3月の議論経過を踏まえまして、このフローに基づいて対応していくという認識で同一として考えさせていただいておりますのでよろしく願いいたします。

古田委員：もう一つだけ質問なんですけども、事業者団体がもともとこの部会で声をかけられていたかと思いますが、なかなか不調に終わっていたこともあるのかなと思うのですが、今回の部会には事業者団体は参加しないのですか？経過をおしえてください。

松岡課長：お客様に、特にサービスを提供される事業者様、連合体とか個々の事業者様にお声掛けをしておりますが、遅れておりますが、数名の委員様にご内諾をいただいております。ですので、次回から事業者代表の委員様をご参画いただけることになっております。

北野部会長：はい、古田委員よろしいでしょうか。あとの委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではまたですね、もとへ戻っていただいて、ご質問いただいて結構ですので、いくつか審議事項がありますので、それを進めておきますので、また何かありましたら、元へ戻っていただいたら結構です。

北野部会長：引き続き、議題(4)の、第1回大阪府障がい者差別解消協議会について(報告)を事務局からお願いします。

望月課長代理：【資料3について説明】

北野部会長：ありがとうございました。資料3を使って、大阪府の障がい者差別解消協議会についての動きをざっとご説明していただきました。辻川先生はこの委員になっておりますし、専門委員として福島先生も入っておりますので、それぞれ補足等ございました、若干お願いをしたいと思います。

辻川副部会長：合議体の中身について、斡旋、紛争が起きたときに、最終的な紛争解決手段として、斡旋をして、という合議体をイメージがあるのですが、現在のところ、先ほどもありましたように、実際のあっせん事案が無い状況です。なので、検証という形でやっていると聞いています。実際に斡旋が入ってきたらですね、委員としては、弁護士は私人なんですけど、専門員という形でまた大阪弁護士会から弁護士が入る予定としておりますので、迅速に合議体の中で、弁護士が1人入って事実確認等が出来る体制を整えているところです。ただまあ、事案としては全く上がってきていないという状況のようです。

北野部会長：福島先生、今やっている助言、検証型の合議体のイメージはどんなのが教えてください。

福島委員：関西大学の福島と申します。先ほど辻川委員のほうから合議体の説明が有りましたが、助言・検証型という形で現在、府のほうで開催されているということです。府の部会長であります関川先生のほうからご指名をうけて、何回か協議に参加しておりますけど、そちらでは基本的には府のほうで上がってきた相談事案を踏まえた検討を行っているという状況です。差し当たりは以上です。

北野部会長：ありがとうございました。それでは、他の委員何かご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。はい、古田委員。

古田委員：古田です。まあ、あの府のほうも僕も専門委員には入ったんですけども、結局、市の役割と府の役割はどうなっているのかなと思ひまして。府の広域相談員も大阪市からの案件であっても直接上げていけばやりとりもできるみたいな風にも聞いたんですけど、基本的にはやっぱり大阪市の基幹センター、市のさっきのフロー図に仕組みに則ってあげて、それから府に上げたほうが良いのか、区センターとかで受けたときですね、その辺なんかは府と市で何か話をされているのでしょうか。

北野部会長：府と市でなにか協議されてますでしょうか。

松岡課長：松岡でございます。松岡のほうでお答えさせていただきます。基本的には、基礎自治体のほうで、出来る限りやはり身近なところで、事実のわかったところ、相談機関で対応していくのが望ましいという風なことで、府のほうから、連携の仕方、基本は基礎自治体のほうと、という助言は頂いております。ただ一方で、条例の中では、直接府の広域相談支援員のほうにも流れがございますので、それはやはり、条例で設置された、市民の方に相談を求められる方がございましたら、それを拒むものではないと見解をいただいております。

古田委員：はい、わかりました。

北野部会長：他の委員いかがでありますでしょうか。よろしいでしょうか。ではですね、また元にも戻ってもらっても結構ですので、引き続きですね議題（５）今後の本市の取組み予定等について説明をお願いします。

松岡課長：【資料４について説明】

北野部会長：はい、いま資料４を使って、本市の取組み実績及び予定についてご説明いた

できました、何か、各委員ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。古田委員。

古田委員：法の対象になるのは、不当な差別と合理的配慮の不提供ということに限られてしまったり、4月以降の事案に限るみたいなことを府でも言われていたようですが、実際に相談に乗っていましたが、結構、嫌な思いをさせられたということが多いです。良く使うスーパーですとかコンビニは障がい者も毎日使っていて、そこで、お客として見てもらえなかった、子ども扱いされたみたいな、対応がちゃんとしてくれなかったみたいなですね、声を良く聞いたりするんですけど、そういう事案は今回、大阪市でも集約していただいて、ぜひともその事案に対して前向きに対応してもらえるように、事案を基に積極的に啓発していく、障がい者でもこういう風に対応するんですよ。この前も、ハンドル式の電動車イスの人が、もう来ないでほしいみたいな事をコンビニで言われた事案も上がってきて、結局は上げはらへんかったんですけどね。こういう風にそれぞれの障がい種別で対応したら良いんですよとか、お客としてちゃんとした対応してくださいよみたいな、コンビニとかスーパーの店長会議の機会を捕まえて啓発して行って、未然に差別を防ぐという取り組みを展開して頂けたらと思うんですがいかがでしょう。

松岡課長：松岡でございます。今、古田委員がおっしゃいましたように、実は私、事業者代表の委員になっていただく方々にお願いとかご説明とか回らせていただいております。やはり、直接消費者の方にサービス提供される事業者のほうに、やはり色々お話を伺って、その企業の中でですね、色々な心配り、合理的な配慮、我々行政が、気が付かないようなきめ細やかな部分を考えて、職員の研修なんかに取り組んでおられる企業様も数多くございました。そういう風な事例を出来るだけ集約し、これまた私どもの相談窓口で扱った事例なども分析とか、参考とかさせて頂きながら、先ほども申しましたように、色々な機会を捕えまして、出来るだけ市民の方々、事業者の方々に、広くこの法の本来の趣旨、そういうものをご認識していただけるような取り組みを積極的におこなって参りたいと考えております。特に、何回もいますが、事業者様が、今後、ご参画いただきましたら色々な事例、我々のこの様な場でもご提供いただけたらと思いますので、皆さまで情報共有しながら、またご審議もいただきたいと、そういう風に考えております。

北野部会長：はい。我々のほうでも情報を掴んでいるのはですね、トレーニングはね、かなり行き届いてきている、いわゆる全国のスーパーのほうはかなり接客がきちり目線を合わせて、しっかり姿勢をとって、そういうトレーニングできているところと、全然してはらへん所の格差と言いますか、接客の対応の格差がかなり出てきているところ聞いてましてね、今後、おっしゃた様に出来るだけ全国レベルで、高いレベルで対応していただくと。ただ、スーパーとかコンビニにでも、オーナーの仕組みとフランチャイズの仕組みと違ってまして、オーナーで全国的にトレーニングできるところと、フランチャイズでそれぞれ個別の経営者がやっているところではですね、名前は全国チェーンでもですね、やはり

違うらしいので、中身も踏まえて、どんな風に今後研修トレーニングをしていくかについてですね、こちらのほうで、大阪市のほうで、ここで方法も考えながら一緒に考えていくという風にしたいなと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとの委員、いかがでしょうか。 はい、手島委員

手島委員：サービスの提供で、24区のパターナはあるのか。4月から始まって、事例を集めていただくことはできるのかどうか。また、そういう集めつつあるのかどうか。

北野部会長：手島委員のおっしゃったように、古田委員からもおっしゃったように、嫌な思ひをしたと、実際に市のほうへ、それから基幹に上がってこないけど対応されて止まっている事例で、しかもこちらで参考になる事例があればですね、それをきっちり集める方法というのがぜひとも欲しいなと思ひます。それは、資料5の所でご説明していただけるんですかね

松岡課長：はい、今、手島委員からご指摘いただいた件につきましては、議題の6でご説明させていただきますと思ひます。

北野部会長：はい、それではその時、議論させていただきますと思ひます。次に福島委員

福島委員：関西大学の福島です。1点だけ先ほどの議論の件で確認をしたいのですが、先ほどの資料4の本市の取組み実績及び予定の、の5番目の事業者等と連携した啓発事業の検討とありますけども、これ、具体的にどのようなものを念頭に置かれているのかご説明していただけると幸いです。

松岡課長：松岡からお答えします。実際にまた委員の方々にご就任いただいてから、あるいは、これまでお願いにあがった企業の方々にパイプもありますので、個々の企業での研修、あるいは企業の連合体での場での総会などでお時間をいただいてと色々なパターンがございますので、企業様のほうの総会とご都合もあるかと思ひますが、障がい者差別解消法の重要性を我々が事業者様にご認識していただくように努めまして、会合とか自社の研修でお時間をいただいて、そういう場でご説明なり啓発なりをさせていただくような手法が出来るだけとれるように考えていきたいと思ひますし、また、それ以外の手法なりをまたこの場でご審議いただきまして、また、より効率的・効果的な方法がございましたらご示唆いただきたら非常にありがたいと思ひます。

福島委員：そうすると、おそらくですけど法律はこういう法律ですよ。という研修を想定されているのかしれませんが、たぶん先ほどの議論の内容からすると、むしろどういう接

客が望ましいのかという研修のほうが、むしろ必要なのかなという気がしましたので、その時にはぜひ、こういう啓発活動の時には、もちろん法律はこういう法律ですよ、ということと合わせて、実際にどういう接客をすると良いのかみたいな話もされたほうがもしかしたら良いのかなと先ほどのお話から思います。

松岡課長：ありがとうございます。委員がおっしゃいますように、行政のほうの啓発研修は法律の説明とか、解説とかが中心になっていきますので、やはりそれだけでは、研修を受けていただいている方々が、法の解釈だけでは、それが、実際の日々の仕事の中でどれだけ役立つかということは疑問もございますので、委員がおっしゃいますように、合理的配慮の好事例も含めて、我々が紹介できるような手法を考えていきたいと思えます。

北野部会長：福島委員ありがとうございました。           はい、辻川委員。

辻川副部会長：辻川です。今のことなんですけど、大阪府では出前講座という形で、各企業さんのほうに、そういう接客とか含めて、体験も含めて、やってる事業としては、昨年と今年度とやっているようなので、大阪市としてもそういった取り組みも検討して頂けたらと思います。

松岡課長：すいません。あの、その出前講座というのは、障がい者差別解消法に関しての出前講座なんですか。

辻川副部会長：はい。差別解消法というか、はい、まあそうですね。

北野部会長：まあ、あの、今週会議ですけども、明石市のほうで差別解消協議会の2回目の会議がありまして、そこで出てきた事例なんですけども、バスの接客の対応が悪いと、これ実はびっくりしたんですが、全てボイスレコーダーで記録が残っているんですね。どんな対応したかという苦情が出て、ボイスレコーダーできいたらやっぱり非常に失礼な対応だったんですね。本当にこれは問題やと。事業者はこれについて、全職員のバスの乗組員の研修を徹底的にやりまして、100人の内99人が良い対応しても1人失礼な対応するだけで評判が落ちてしまうというので、全員に徹底的に研修をされて、その、グループディスカッションをやったり、頸損の・脊損の方々の理解の勉強も含めて、あるいは実際に職員全員が、正座して、車いすに座って、頸損の方がいかにバランスを取りにくいとか、どういう風に対応したら本人が大変かということを含めたトレーニングをされたらしくて、それでかなり効果が上がっていると聞いていますので、今後そういう接客に対するトレーニングも含めて、どんな風に取り組んで行くのかということも考えていったらどうかと思えました。長々やっているところはちょっとずつ、できているようであります。       は

い、小泉委員。

小泉委員：はい、育成会の小泉です。知的障がいのある方が、色々な理解が難しい障がいですので、やってみただけどうまくいかなかったという事例を、出していただいて、特に積み上げていって少しでも、裾野を最後まで解決できるような事例解決をお願いしたいと思います。

北野部会長：これについては、小泉委員、色々と、ご提案アイデアをいただいて、知的障がいのある人にも意味のあるような、相談の仕組みになりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

小泉委員：はい。よろしくお願ひいたします。

北野部会長：はい。ありがとうございます。 はい、福島委員。

福島委員：関西大学の福島です。1点だけ補足しますと、先ほど北野委員がおっしゃったようなお話というのは多分、実際に、当事者のほうが相談員、いや、市のほうに相談を上げていった段階で、事業者でやりとりをする中で、実際の法の主旨とか、あるいは、どう

いう  
対応をしたらよいのかを説明する、多分そういう形の啓発なのかなと思いますけども、一方で、個別の事案の解決を通じた啓発というものも重要な役割だろうと考えますけども、そうした形で、いくつかの事案、好事案があがってくる中で、一定の積み上げがなされた段階で、じゃあ実際、事業者に対して、これ、不特定多数ですけども、どういう風な啓発をしていくのか多分もう一段あって、さきほど事業者等と連携した啓発活動、事業の検討というのはもちろん、まあ、これから行われるのかと思いますけども、どちらかというの後者の、つまり、好事例とかいくつかの事例等を踏まえた、こういう対応が望ましいという形の啓発になるのかなと考えておりますので、そのへんをもう少しいくつかのチャンネルを使いながらも事業者に対して啓発が変わってくるというのが、必要なのではないかと思います。以上です。

北野部会長：ありがとうございます。ちょっと、そのいくつかの事例を踏まえて、好事例を踏まえながら、いくつかのチャンネルを考えて、その展開についても、福島先生、色々アイデアがあれば教えていただいて、研修啓発に参加して頂けたらと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

あとの委員、よろしいでありますでしょうか。

では、また、もとに戻っていただいて結構ですので、次の議題6の、障がい者差別解消法施行後の本市の相談状況につきましてのご報告をお願いいたします。

松岡課長：【資料5-1について説明】

北野副部長：はい、今ですね、資料5-1、5-2を使ってこの、実際に、これまでの本市の相談状況についてご説明していただきました、各委員、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。古田委員、

古田委員；これについて事前にやりとりをさせていただいたんですけども、件数だけ示されても、全然内容がわからないので、これじゃあダメでしょういう意見を出させていただきました。全件の内容について、ちゃんと示していただきたい。そこから、何が原因でどういう対処法を講じるべきかというのが見えてくるのであって、それを出していくのが、協議会の役割であると思っています。全件について、障がい種別、明らかにしていただきたい内容は、障がい種別とどの場でどういう風な対応を受けたのか、どこが受付けてどういう対応をしたのかというようなことまで、もちろん個人情報もありますから、個々の名前ですとかは伏せて、ぼかしていただければ結構ですけども、大体、事案の概要があって、それに対する取り組みがわかるような形にまで全件出していただきたい。さっきのイヤな思いをしたというようなことも含めて出していただきたいという意見ですが、これについても、公開の場やから議論できない示せないという話、市は考えているようですけども、果たしてそうなのか、もしどうしても公開の場でできない、府でも豊中市でもそういう風に合わせているので、それに合わせてるという風にもおっしゃってましたけども、まあ、府にも聞いても、やっぱり、それやったら、公開しないで非公開の場でやりはったらどうですかと、まあ、府は合議体の場でやってるみたいですから、そしたら、ここの場を非公開にする、もしくは、非公開のワーキングかなんかを作る、どちらかで必ず内容を示していただきたい。それから、この区や局や室や人権センターや地活やとか、書いてますけども、どこが何件受けたのかこれではさっぱりわからないので、それも含めて示していただきたいと思いますがいかがですか。

松岡課長：松岡のほうからお答えさせていただきます。今、古田委員がおっしゃいましたように、本日行われております、この部会につきましては、公開で行わされておりますので、やはり個人情報、個人の方が特定されるとか、個人情報に関わる部分につきましては、公開の場で、基本的には取り扱い難いというのが大阪市の審議会の持ち方で示されております。ただ、色々、今、古田委員からご提案がありました、大阪府のほうでは、合議体の協議会は公開の場で、条例の改正とかそういう区分についてご議論いただいて、実際の調定斡旋の内容とか、あるいは、事例検証、個人的、個々のお名前とか伏せていると聞いていますけども、個々の事例について検証するにあたって、非公開の合議体を、協議会の要領で開催でされていると聞いておりますし、先ほどの豊中市のほうは協議会自体を非公開で、事例をお示しされてということも聞いております。基本的に、私ども、第1回目

の部会でございますので、非常に失礼な言い方なんですけど、手探りの部分もございます。また、国が示しております協議会の運営指針の方針では、まず、運営方法としまして、まず、地域で障がい者差別を、合理的に解消するためには、各々の地域の関係機関が一堂に集まりまして、お互いが顔の見える関係を築くこと始めていくのが望ましいと、そこから、色々なネットワークなりつながりが出て、それが、障がい者差別の解消に資する協議会になっていくというのが、主旨としてはそのようなことが書かれていますので、具体的にやはり、いま、古田委員のほうからございましたように議論を深めていくためには、何らかの方法で、もう少し具体的な事案の概要をお示しして、皆様のお立場からよりよい解決に向けた方策や手法や知恵といったことをいただくと、非常に我々大阪市としましても、そこで積み重ねたものを相談窓口での対応にフィードバックにすることも非常に望ましいですし、また、あの、先ほど福島委員のおっしゃってます、好事例の取組みなんかを事業者様に、事業者様への研修に紹介することも必要かと思っておりますので、今、古田委員がおっしゃいました内容をいかに、仕組みづくりをしていけるか検討させていただきまして、各委員とも、そこらへんご協議させていただきたいと思っております。

古田委員：他の市とかどうされているのでしょうか。件数だけ示されて、3回4回この場を持つみたいな話を聞きましたけど、それじゃあ議論にならないので、それやったら、件数だけ集約するのは最後1回だけにするとか、後の会は非公開で内容がちゃんと見えるようにするとか、そういう風にすべきやと思います。

北野部会長：他の委員にも意見お伺いしましょうか。はい、手嶋委員。

手嶋委員：古田委員が言われるような考えかたのほうが私は強いんですが、ある程度、この中で、こういう委員会があるので、あんまりにも、こうしたらいかん、ああしたらいかんというような委員会では難しいのかなと、やはり、ここの委員の中でどう考えていくのかを市に対しての意見を述べるといようなことになるのかと思います。

北野部会長：慎委員いかがですか。

慎委員：慎ですが、古田委員のおっしゃる通りで、数があったのかなと、つまりどういう障がい者にたいして、つまり、障がい種別に対してどのような事案があったのか、そして、どの様な対応があったのか、それが無いと、多分、今後に活かせるという話にならないと思うんです。国は各地方に対して事例をあげなさいって言っているはずですので、この数字を出しても何もならないので、今後社会を良くしていくためには、対応をどうしたのかということ積み上げて、事業者は、良い対応学んでもらうという仕組みが必要だと思うんですね。課長の説明を聞いているともう一つわからない説明なので、他の人はわかって

いるかもわからないですが、私はよくわからないですが、もうちょっと具体的な検討会が必要かなと思います。

北野部会長：はい、小泉委員。

小泉委員：はい、私も、同じような意見で、古田委員がおっしゃるように、ちゃんと障がい種別、取組みがわかるように、ちゃんと対応がどうだったのか、この場ではこういうことが事例としてあって、まだまだ障がいに対してのこういう部分が足りないという具体的な話し合いをすべき場だと思えますので、やはり、確かにプライバシーはあるかもしれませんが、そこを守りながら、もう少し踏み込んだ委員会であってほしいと私も思います。

北野部会長：はい、ありがとうございます。福島委員どうぞ。

福島委員：関西大学の福島です。もう既に、委員の方々のご発言に、私も特にそれに反対があるわけではございませんので、ぜひ、事案の検討をしたいと考えておりますけども。改めて、この市の部会の主な事務の所にあがっている、一つ目と二つ目、すなわち複数の機関等によって紛争の解決を図る事案の共有、関係機関等が対応した相談にかかる事案・事例の共有と、二つあがっております。ここの事務の二つのものから明らかであるように、この場というには基本的には事例の検討を行う場ですので、そういう意味でやはりぜひ、もちろん、繰り返しになりますけども、既に各委員の方々がおっしゃった、ご発言がありましたように、個人情報についての配慮は当然必要ですけども、そこは一定程度対応したうえで、やはり事例の共有・事案の共有の場ということが必要だろうと、これら二つがあって初めて、あと二つすなわち障がい者差別の解消に資する取組みの共有分析とか、あるいは、そうした取組みの周知、発信の協議をすることが可能になってきますので、その意味でやはりこの部会がきちんと差別解消の取組みを検討していくうえでのやはり事例・事案が必要になってくるだろうという風に考えております。さしあたりは以上です。

北野部会長：はい、副部会長。

辻川副部会長：はい、事例が必要だということは各委員のおっしゃるとおりだと思います。それも踏まえて、今、本日出来ることで、いろいろお聞きしたいんですが、この表の中で、相談種別の件数と、相談対応の件数が合っていないのは、何回も来られたかたの相談方法が違うという場合は重複してあがっているということですかね。

松岡課長：はい、表の一番下に米印を書かせてもらっておりますが、小さい字で恐縮ですが、同一人物からの相談で、相談方法が電話や来所など、相談方法がわかれた場合でも、

相談内容が全く同じ相談の場合は、相談種別は1案件として計上しております。こういうことで、おっしゃいますように、切り口によって、数字が変わってきてしまっております。これ、非常に我々自身が見てもわかりにくいので、今後、すいません、資料の整理をきちんとさせていただきたいと思います。

辻川副部長：はい、あと、対応策のところ、傾聴と助言と提案とあるんですけど、傾聴はわかります、助言も来られた方に助言をしているんだと思います、提案というのはこれは誰に対する、どんな提案なんですかね、助言とどう違うんですかね。

松岡課長：やはり、あの、実際に、この助言と提案につきましても、先ほど申しましたように、件数集約した相談窓口のほうの判断で基準がわかれている部分があるかと思いますが、やはり、強くこうすべきだ、こうしたら良いのではないかと強く方針を示した場合、私ども無いよりむしろ、方針を示したものが提案で、またあの、そこまで意を汚さないというところが助言と、本当に微妙な区別となっております。

辻川副部長：やはり内容を出してもらわないとわからないということだと思います。あと、基幹相談支援センターに相談したのは1件ということなんですかね。

松岡課長：はい、左様でございます。あの全ての件数の中で1件、相談支援センターのほうへ話が行きまして、いま協働で動いている状態でございますが、今動いている事案でございます。

辻川副部長：はい、中身がわからない状態で、この表だけでみてわかるということは、まず、件数が24区ですかね大阪市は、24区あるのに、7件と10件、3か月です。圧倒的に少ないと思います。実際に、相談を色々な方の話を聞いている中で、こんなに少ないはずがないと、傍からの感覚では思うんですが、それはなぜなのかということの検証が必要だと思います。そのためにはやっぱり事例、具体的なことを探らないといけないというのがあります。それともうひとつ先ほどのことで、個別に区役所で相談をして、それから連携をしてという図がありましたよね。ただし、実際に私の所に相談に来られた方で区役所に行って、市のほうで、区役所に行って、どこで相談をしたらよいですかと、区役所ですと、区役所には行きました、区役所には何回も行きました。だけど埒があきませんどうしたらよいですかということなので、広域、相談支援員という制度がありますよ、といったら、じゃあそこに行きますと言って、電話番号をお教えして行かれたというのがあるんですけどね。だからこの仕組みを見てると、本来区役所で相談して、埒があかなかつたら基幹相談支援センターなり市役所に行って、そこから府の広域相談支援のほうに行く。となっておりますよね。でも、全くこの教示もされてない、そういう話もせずに全然聞いたこ

とがないとおっしゃってましたから、それが徹底できているのか疑問があります。その辺りを、数字を見ながらわかるのかなと気がいたします。

北野部会長：はい、統計の取り方そのものの問題なのか、そうでないのか、あと、区役所ごとの対応の違いが、今でも聞いていますので、区ではちゃんとやっていただいているところ、今聞いたように区役所ではそのまま、次に連絡する仕組みも教えてもらえなくて、辻川先生のところに行っはるといふ事例も出てきますので、各区で対応がばらばらというところでこれからどうしていくのかという検討が必要やなと思いますけども。市のほうで全体としてのお考えがあるようでしたら。

松岡課長：はい、貴重なご意見ありがとうございます。先ほども申しましたように、先ほどの後半から、差別解消法の本格施行に向けて色々な局で研修を取り組まさせていただいておりますし、新採者研修でも行っておりますが、やはり、大阪市総体としてそのようなご意見をいただいた・・・お聞きしましたら、まだまだ研修が不十分だという風に認識しております。まあ、まず、先ほど申しましたように、とにかく職員が身近ですぐにいつでも、研修、自らが出来るようにイーラーニングの取組みを早くできるように我々つとめさせていただきますし、また、秋から課長代理級以上の全職員以上を対象にしまして、職員人材開発センター、いわゆる職員研修所なんですけども、そちらのほうで10回ほど課長代理級以上の職員を対象に研修を行いますので、そういったところでも、今いただきましたご意見を踏まえながら研修の内容をじっくりと考えてさせていただきたいと思います。少なくとも、今、福島委員からあったような事例というか、そういうことがないようにさせていただきます。

北野部会長：まあ、色々な委員から色々アイデア、意見がありましたので、古田委員おっしゃたように、例えば1回、総会みたいな形でやっついて、公開で、あと、1~2回はるんやったらそれを非公開で、少し踏み込んだ事例検討できるような形でやるとか、そのへんちょっとね、ご検討していただけたらと、ぜひともよろしく願いたいと思います。

松岡課長：出来るだけそういう風な仕組みをですね、速やかに取り組むように検討させていただきます。

北野部会長：はい、古田委員。

古田委員：すみませんね。区とか、センターとか、相談センターとかで受けた内訳はわかりますかね。今回の今年5・6でも、7件10件の内訳。どこが受け付けているか。

北野部会長：今、データ持ってはりますかね。データ持ってはったらちょっと。

松岡課長：データ・・・ちょっと・・・

古田委員：まあまあそれでしたらまた整理していただいて、案件が一つ、聞いているので、今日教育委員会も来ているときいているので、聞いて頂きたいんですけどもよろしいでしょうかね。都島の小学校でですね、教育委員会でなかなか対応してもらえないという風に来ているんですけども、給食はですね業務委託になって、ミキサー食の提供なんですけど、なかなか業務委託になったんでそれは提供できないと言われて、毎日親御さんが学校まで行って、ミキサー食にしなければならぬと、これは明らかにこと不当の扱いであり、合理的配慮の不提供ということにもなると思うんですけどね。前から対応要領で気になってましたのが、市の職員、区の職員にはかかるけども、業務委託されている業者には、まだ、そこまで網をかぶせられない。委託契約によるものや、ということで、まあ、それやったら、まずは区の職員っていうても、結構区の職員でも今、業務委託が、受付とか、あっちこっち大半増えていっていますんで、そしたら、その委託契約を全部切り替えていってくださいよ。というような話をしてたんですけどね、ただ、これ今回の件も給食で業務委託やから、昔は先生がやったり、介護士がやっているというケースもあるという風に聞いているんですけども、これは速やかに解決して頂けたらなと思うんですけど、こんなケースなんかはここでも取り上げれるんでしょうか。今日教育委員会来てはったら一言教えてください、学校保健か給食担当が頑なに拒んでいるという風に聞いているんですが。

北野部会長：もし、教育委員会のほうでお答え可能なら。

教育委員会菺中総括指導主事：教育委員会のインクルーシブ教育推進担当の総括指導主事の菺中です。いま、古田委員からご指摘あった件ですけども、少し、ちょっと誤解があるようでして、業務委託であるからということではないようです。ただ、これは私どもの担当本来というか、基本的には学校給食に関しましては、学校保健、安全管理も含めまして学校保健のほうで、現在、そういう風な判断をされているという風に伺っております。もともとですね、調理に関しましては給食調理員がする場合と、また、いま、委託している部分もありますけども、委託しているからできないということではないと聞いております。

古田委員：何が原因なんですか。二次調理やからできへんとか、親御さん毎日呼ばれるのは変ですよ。解決に向けて教育委員会全体として取り組んでいただきたいんですけど。

教育委員会菺中総括指導主事：また、今後どういうことができるのか、何ができるのかと

いうことについても、また学校保健と一緒に検討させていただきたいと思うんですけども。

北野部会長：はい、今の事例は、実際ここにも上がってきているのでしょうか。

古田委員：あがってきてないですよ。教育0になってるから。

北野部会長：まだ6月以降7月以降のあれですかね。

古田委員：差別事案じゃないですよ、合理的配慮の不提供事案ですよ。あげられるとしたら。

北野部会長：はい、おそらくそういう事例・事案も含めてですね、今後、ちょっと話し合う仕組みをここで作れたらと思いますので、ぜひとも、それがかなり個別でしたら、プライバシーにかかるとしたら、非公開ですねいろいろ議論を、合理的配慮の不提供の可能性もありますし、そのへんも含めてですね議論出来たらなあと思います。ありがとうございます。

北野部会長：ではですね、ちょっと時間に追われてますけども、1ケース、事例を出していただいていますのでですね、今回の事例につきましてのご説明をしていただければ若干ご議論をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

松岡課長：【資料5-2について説明】

北野部会長：はい、じゃあ、各委員ご質問等ご意見を。はい、古田委員

古田委員：先質問させていただきますけど、大阪市はB市に当たるんですよ。

松岡課長：モデル事例ですけど、大阪市と考えていただいて結構です。

古田委員：そこまで伏せんでえんちゃうかなと思うんですけど。

松岡委員：モデル事例ですので、A・B・Cとさせていただきます。

古田委員：Bですよ～大阪は。

松岡課長：え～、だからBを大阪市としましたら、大阪市以外の住民の方が、大阪市以外の会場としたイベントにご参加されようとしたことで発生した事案です。

古田委員：これ何の展示会で、どんな会場で、段差はどんな状態やったのか。というのをもうちょっとわかりませんか？数段くらいの段差やったのか。

松岡課長：会場が割と狭いところでして、階段とか通路とか細く曲がりくねったような・・・

古田委員：何の展示会なんですか、これ。

松岡課長：まあ、あの音楽関係・・・

古田委員：音楽関係の展示会。コンサートなんですかこれ？

松岡課長：あくまでモデル事例ですので。

古田委員：もうちょっと情報出さないイメージできないから聞いてるんですよ。別に個々の、誰の事案やということではなくて、イメージがね・・・

松岡課長：はい、あの、マニアックな方がお集まりになるようなコンサートで、割と階段とか急で通路が狭いところ、そういう風なところでございます。

中島部長：古いライブハウスです。

古田委員：あー、古いライブハウスですか。それくらい出してください。それやったら。何の展示会か。それくらいイメージできるような情報は全部出すべきですよ。個人情報じゃなくて。

古田委員：それから営利企業の立場をかなり強調してはりますけど、なんか理由はあるんかとか、それから、大阪市が関わってる、どこが関わってるんかとか、どういう風に関わったんかとか、そのへんも教えてください。

松岡課長：これは、大阪市だけで対応して、ここに書いてありますように、ご相談された方からも、企業だから仕方がないけど、やはりそこらへんはちゃんと、自分らもファンの一員として、他のファンと一緒に参加できるような状況を作っていたきたいと。これからはそういう風にしてくださいねということで、うかがった企業さんのほうにはお伝えはさ

せていただいております。

北野部会長：はい、慎委員。

慎委員：慎ですけども、意見の前に質問が一つあるんですけども、事業者の見解とご本人の見解とあるんですけども、B市は、この両者の見解で良しとしたのかどうか、それとも、もうちょっとなんか他の意見を持っていたのかどうかそこら辺のこと教えてください。

松岡課長：本市としまして、やはり、委員に申し上げるまでもない、こんな事申し上げるの失礼なんですけど、障害者差別解消法の根本理念として、基本方針のなかで建設的対話のなかでお互い納得するというのが肝の部分と書かれていますので、今回の場合、あの、当事者同士、両者のお話を伺ったうえで、ご相談者の方にも、今後出来る限り参加できるように配慮してもらいたいということ、それと、事業者の方にはこういうことが無いように、マニュアルなりを改善して取り組んでいきたいというようなご意見を頂戴しましたので、お互いの合意という建設的対話が成り立ったという風な形で理解しています。

北野部会長：慎委員。

慎委員：慎ですけども。市の立場はわかりましたけども、この事業者の見解で行くと、同じことまたあります必ず。改善のところですね、改善策として万が一の手配ミスにも対応できるように会場任せにせず。ここまではいいんですね。展示会開催の3日前には人員の手配が出来ている事を、受付社員が現地に確認するよう、となっているんですけどね。その受け付けた人が、そういう相談を受け付けたそのものを忘れる可能性もあるんですよ。そうしたら結局、障がい者から合理的配慮を求めたことが無かったかと、主催者が言ったとしても忘れてる時には、結局は同じような状況が起きると思うんですね。そうしたらどうしたらよいのかとう、この対応の最初なんですけども、スタッフを配置することが必要でとなっているんですね。必要なので、スタッフを手配するという意味は受付が言ったと思うんですね。それを、本人に手配したという事実を知らせるべきなんですよ。いついつに手配が終わりましたと、何人のスタッフが準備されています。その責任者は誰ですという。それを本人に伝えたら、もし本人が連絡がなかったら、連絡無いねんけどどうなっていますかということになると思うんです。だから、一方的に事業者だけの、手配仕組みだけでは、同じようなことが起きるので、利用者さん、本人さんからどうなっているだという質問が出来る仕組み、つまり、先ほど言いましたように、必ず手配しますというね、で、いついつまでに必ず連絡します。というそういう風な仕組みを作らないと、結局同じことになりますので、市としてはそこまで事業者に言うべきやったと思うんですけど。以上です。

北野部会長：はい、いま慎委員がおっしゃたのではありません、配慮がなされたことについての確認の方法をね、明確に、利用者へ確認がなされているということが明確にしとかなないと、また、こういうミスが起こるんじゃないかという。そこの辺について、今後どういう風に指導して行ったらよいかということについての確な意見をいただきましたので、これを参考にして頂けたらと思います。はい福島委員。

福島委員：関西大学の福島と申します。あの、まず1点ご質問なんですけども、B市すなわち大阪市だと確認がされましたけども、B市としてこの事案は合理的配慮の不提供の事案という風に考えておられるのか、それとも差別的取り扱いの事案とを考えておられるのか、これどちらなんでしょう。

松岡課長：はい、これにつきましては事前に、車いすで行きますんで、その対応を求めておられるという事なんです、やはり合理的配慮の不提供に該当するという風に考えております。

福島委員：わかりました。おそらくそうなんだろうと思ったんですけども、結局、A市民にはイベント参加をあきらめざるを得なかったという結論ですよ。そうすると、結局サービスの利用が出来なかったということなので、その意味では車いすに乗っていること理由として、まああの、展示会に参加することができなかったという意味においては差別的取り扱いの事案にも当たり得る可能性がございますので、その意味では、これはあくまで事案とか、事例の整理の話になってきますけども、多分両方該当し得る可能性があるのかなと、特にA市民、ご本人さんからしますと、結局イベントに参加できなかったという、そういう取扱いを受けてしまったということですので、もしかすると、そのへんも差別的取り扱いの事案ではないかという風に考えておられた可能性もあるかもしれませんので、やはりそこは確認されたほうが良かったのかなと思いますのが1点目です、その上で、もう一つやはり質問なんですけども、ご検討いただきたい点のところの に関わる話なんですけども、この件で問題になった事業者に対する、規制監督権限はどちらにある、どの市にあるという風にご理解されていますでしょうか。

北野部会長：はい、今、福島委員がおっしゃたのは、検討いただきたい の所です、三つの市が関係してますけど、大阪市としては、これについてどう考えてらっしゃるかというね。

松岡課長：はい、そこ、私、詳しくないんですけど興業場法の関係から、やはりこの事業者が存するB市かなと考えますけども。

福島委員：ですよね。つまり基本的に多分その、不当な差別的取り扱いの事案であれ、合理的配慮の不提供の事案であれ、基本的に多分事業者に対して規制監督権限を持っている自治体に対応するというのが、多分実際の相談対応を考えていくうえで一番合理的なのかなと考えられますので、その意味では、多分その、この事業者に対して規制監督権限を持っている自治体、すなわちB市になろうかと思えますけども、に対応するのが合理的なのかなと、ただもちろん場合によってはA市とかB市との連携も必要になってくる局面もあると思えますので、その場合にはそのような形で、必要な時にA市とかC市との対応を、あ、連携を図っていくということになるのかなと、こういう風に考えています。以上です。

松岡課長：ありがとうございます。まあ、たまたまA市が大阪市に近かったので、A市民の方が大阪市にお話も来ていただきやすかったんですが、これが例えば距離な場合がある時はやはり地元の自治体の協力も得て、本市と連携しながら取り組むという姿、そういう部分が必要なんかなと考えます。

福島委員：もう1点、ご検討いただきたい点の ですが、営利企業という観点も踏まえてというところを強調すべきではないというのは、どちらかという私も同意見で、むしろそれよりも、ご本人がどのような要求、要請をされていたのかなというところがポイントで、先ほどのお話からすると、A市民、まあご本人は、障がいの無い人と同じ様な形でイベントに参加したいというご希望をお持ちだったということですので、そのようなご希望を踏まえたうえで、じゃあ事業者としてどこまでの対応が出来るのかというところを考えていくのが必要なのだろうという風に考えてます。まあ、もちろん、実際にどのような合理的配慮の提供が可能なのかというのはもちろん、一方で障がいのある人のご要望もありますけども、他方で事業者側の事情というのもありますので、どの程度の規模の事業者なのかとか、あるいは実際に、例えばその職員の数も含めてどこまでのその人員の確保が必要なのかとかを含めて考えていくのが必要ですので、その意味ではなかなかこれが適切な対応であったというのはここではなかなかいい難いところがありますけども、当然やはり出発点はご本人さんご要望だろうという風に考えておりますので、その意味ではあまり営利企業という観点を強調すべきではないという風に先ほどの古田委員のご意見と私も共通するところです。また、繰り返しになりますが、個別的な対応と、合理的配慮というのは個別的な配慮を求められるものですので、その意味でやはりもう少し具体的な事案の中身が明らかにならないと、なかなかこの場ではこれが適切であったとかいう話はなかなかし難いところがあるのかなという風に考えております。差し当たりは以上です。

北野部会長：はい福島委員ありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございます。

古田委員：ちょっとよろしいでしょうか。

北野部会長：はい、時間ですけどまあはい。

古田委員：あと視点として、電動車いすなのかどうか、とかね、みんなで支えて階段あがっていくという場合ね、どれくらいの幅のね階段なのかとか、そんなによってもあげられる、あげられないっていう人数をね、電動車いすやったら6~7人とかになってきますんで、それやったら、こう、一方でエレベーターがある会場のライブハウスでやれないのかとか、ちょっとその辺の話もからめて具体的な状況を持って考えていくべきかなと思います。

北野部会長：はい。  あとの委員よろしいでしょうか。

松岡課長：古田委員がおっしゃいましたように、ちょっと具体的にやはり、今後我々参考にさせていただきたいと、出来るだけそういう風な情報を踏まえたうえでご議論していただける仕組み作り、考えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

古田委員：せやからあの、できたら、あの全件出すんやったら数行くくらいでも良いですから、やっぱりどんな案件が起こっているのか、どんな嫌な思いをしたのか全部示していただきたいですし、特にこれは検討したいというねやったら、もうちいと背景とかイメージできるようにして頂かないとなかなか議論できないということですので、次回以降はそういう形をお願いします。

北野部会長：はい、では予定されている案件は全て終了いたしましたので、辻川委員のほうからおまとめをお願いします。

辻川副部会長：はい、ありがとうございます。時間が無いとのことですが、今の話で非常によくわかったと思いますけども合理的配慮っていうのは非常に個別的なことなんです。合理的配慮の不提供っていうのは結果として、拒絶することになりますので排除効果が非常に大きいので、結局不当な差別と変わらないんですね。だから同じように禁止されているわけで、だからやっぱりそういう分けないで、ここで線を引ける問題ではないということなんです。あと、合理的配慮は個別な問題ですから、出来るだけ具体的なことでないと議論が出来ないです。かつ、実際の事案を考えるにあたっては、それぞれの事情それぞれの事を細かく配慮して、その上で建設的対話が出てくるわけですから、そこを考えていただくのが非常に重要だと思います。で、今回のこの議論の中でそれがわかっていただけだと思いますので、今後この差別解消支援協議会をする上で、そこを踏まえてやっていただけたらという風に思います。以上です。

北野部会長：では、部長のほうから一言どうぞ。

（中島障がい者施策部長：閉会挨拶）

閉会